

平成 26 年度 自転車ルール・マナーに関する検定 問題&解説

	問 題	正 解	解 説
1	自転車は原則、車道の左側を通行しなければならないが、路側帯(白色一本線)の中であれば車道の右側を通行できる。	×	自転車が通行できる路側帯は、道路左側に設けられた路側帯に限ります。(平成 25 年 12 月から)
2	路側帯の中を進行する場合、歩いている人の邪魔にならないようにしなければならない。	○	著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合は路側帯の中は通行できません。
3	ブレーキが壊れていたり、前ブレーキが無い自転車を運転している時、警察官から止まるように言われたが、遅刻しそうなので止まらなかった。	×	前ブレーキが無い等、基準を満たしていないブレーキで自転車を運転した場合、警察官の指示に従って、運転を止め、ブレーキの検査を受ける必要があります。
4	ブレーキが故障している自転車は、速度を出さなければ乗ってもよい。	×	運転してはいけません。 制動装置不良自転車運転の違反となります。 (5万円以下の罰金)
5	止まっている自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車のかげから歩行者が飛び出したりすることがあるので、速度をあげて、通る方が安全である。	×	ドアの急な開閉や歩行者の飛び出しに対応できるように十分に速度を落として、注意しながら通ります。
6	自転車歩道通行可の標識や表示がない歩道でも、普通自転車の運転者が13歳未満の子供、70歳以上の人、身体障害者は通行することができる。(H25 高校生正解率 62%)	○	標識により自転車の歩道通行を許可しているとき、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体障害者、道路工事や道路の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行することができる。
7	交通量が多く、道路幅が狭い道路であり、自動車との接触の危険がある場合は、自転車は歩道を走ることができる。	○	道路を走行すると危険がある場合は歩道を通行できます。 ただし、警察官や交通巡視員から歩道通行してはならない旨を指示された時は、歩道を通行できません。
8	自転車通行可の標識がある歩道を走る際は、歩行者に注意すればどの部分を通行してもよい。(H25 高校生正解率62%)	×	自転車通行可の標識がある歩道は自転車も走行できる。 ただし、歩行者の邪魔にならないように、車道側を徐行して走らなければならない。
9	歩道で反対方向から自転車が来た時は、歩行者に注意して向かって左の方へよける。	○	十分に徐行して、ゆずりあいの心で運転しましょう。
10	自転車歩道通行可の標識がある歩道を走る時、前に歩行者がいたら、ベルを鳴らして避けてもらうと良い。	×	歩道を通行する際は、歩行者優先であり、歩行者の通行の妨げとなる場合は、自転車を降りて、押して歩かなければならない。

11	普通自転車専用通行帯が設けられている道路では、普通自転車は、その専用通行帯を通行しなければならない。	○	普通自転車以外の車両(軽車両をのぞく)は、普通自転車専用通行帯を通行できません。
12	歩道を通行できる場合でも、歩行者の安全をそこなうおそれがある時は、徐行して走らなければならない。	×	歩道は、歩行者優先です。 歩行者の安全をそこなうおそれがある時は、自転車を降りましょう。
13	自転車で横断歩道を進行する場合、横断歩行者の邪魔になるおそれがある時は、十分スピードを落とし、ゆっくり、ぶつからないように運転するのがよい。	×	歩行者の邪魔になるおそれがある時は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。 横断歩行者がいないなど、歩行者の通行を邪魔しない時は自転車に乗って横断歩道を渡ることができます。
14	自転車で歩道を走っていると、車用の信号機だけがある十字路に来ました。交差点を横断する場合、車が来ていなければ車用の信号機は守らなくてもよい。	×	自転車で走行中、交差点で歩行者用信号機がなくても、信号機を守らなければなりません。
15	信号がある交差点で、警察官が手信号で交通整理をしていた場合は、信号機ではなく、警察官の手信号に従う。	○	警察官が手信号で交通整理を行っている場合は、その手信号が信号機の信号と違っていても、警察官の手信号に従います。
16	止まれの標識がある交差点は、自動車は止まらなければならないし、自転車はスピードを落として注意(徐行)して通行しなければならない。(H25 高校生正解率37%)	×	この標識は、交差点等で一時停止を示す標識である。自転車であっても一時停止し、安全確認をした上で進まなければならない。(違反すると3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
17	自転車で事故を起こした時は、車と同じように、けが人の手当や、道路における危険を防止して、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。	○	交通事故があったときは、自転車の運転者も、 ・直ちに自転車を止め、 ・けが人を救護して、 ・事故の続発を防ぐための車両や、けが人の移動措置をとる必要があります。
18	平成25年中、石川県内の自転車の事故で人身事故(怪我のある事故)件数の半数以上は自転車側にも交通違反のある事故である。	○	自転車乗車中の事故576件中470件(81.6%)に自転車側にも何らかの交通違反が認められます。
19	平成25年中、石川県内の自転車の事故で一番多い事故の形態は「出会い頭」である。	○	自転車事故の発生件数は576件であり、その内、出会い頭事故が333件で、全体の57.8%を占めます。
20	自転車に乗る時は、自動車の運転者や歩行者等から見やすいようにできるだけ明るい目立つ色の衣服を着用したり、反射材を使用するほうがよい。	○	石川県内の過去5年間の自転車関連の死亡事故の半数以上が夜間の事故です。 夜間は、反射タスキや、リフレクターを活用しましょう。